

議案第 25 号

安中市水道事業給水条例及び安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

安中市水道事業給水条例及び安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を次のように改正する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

安中市長 岩 井 均

安中市水道事業給水条例及び安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(安中市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 安中市水道事業給水条例（平成18年安中市条例第192号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第37条第2項ただし書及び第40条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 安中市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年安中市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。